

議案第 8 号

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 関市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。